【機密性1情報】

法人名：独立行政法人日本スポーツ振興センター（法人番号：5011105002256）

様式3-4

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公開（物品･役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日　行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規程及び理由	予定価格（単位：円）	契約金額（単位：円）	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
「ハイパフォーマンススポーツセンターネットワークを通じた医・科学、情報サポートの展開」事業における研究情報等に関する人材データベースの改修	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター　理事長　芦立　訓 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1	R6.6.3	株式会社オープンソース・ワークショップ 東京都中央区晴海三丁目13番１-4807号	5010601039398	【会計規則第18条第4項:契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 本件の改修対象となるハイパフォーマンススポーツセンターネットワークデータベースについては、株式会社オープンソース・ワークショップが、当センター向けに独自に開発及びカスタマイズして構築したものである。本件は、同システムにおる、HPSCネットワーク事業人材検索・ウェブサイトの機能改善（改修）を実施するものであり、必要なソースコードが非開示であるため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	6,160,000	―	0	―	―	―	
国立競技場 芝生張替業務	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター　理事長　芦立　訓 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1	R6.6.7	株式会社オフィスショウ 東京都港区六本木三丁目5番14号	7010401006349	【会計規則第18条第4項:契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 張替後から次期利用までに10日間程度の養生期間しかないこと及び年間をとおして継続的に良好なコンディションを維持する必要があることから、張替及び張替後の養生、利用までを一元的に管理・育成できることが必須。また、養生後、短期間で利用に供するため、ビッグロール工法による張替が必要であり、高い技術及び知見・ノウハウを持った事業者を選定する必要がある。オフィスショウは、２０１９年竣工から現在まで維持管理を実施しており、国立競技場特有の生育環境（日照・通風不足）に対するノウハウを擁しており、養生に係る費用を維持管理業務費内で賄うことができ、コスト的にもメリットがあるため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	71,649,569	―	0	―	―	―	
第25回オリンピック冬季競技大会（イタリア/ミラノ・コルティナ）におけるサポート活動のための宿泊施設の手配業務の委託	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター　理事長　芦立　訓 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1	R6.6.18	JTB Italy S.R.L. Viale Castro Pretorio 124 00185 Roma Italy	―	【会計規則第18条第4項:契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 現地視察、選手村や拠点からのアクセスや周囲の環境等を踏まえ利用する宿泊施設を選定する。選定した施設を使用するにあたっての契約は、イタリアの特性や現地情勢に精通している現地企業であること、施設所有者の海外組織と共通言語が違う中での各種調整・交渉対応が可能であることが求められる。 ついては、上記の理由から当該宿泊施設が施設提供の相手方として指定したJTB Italy S.R.L.と宿泊施設の手配業務契約を随意契約にて締結するもの。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	9,762,522	―	0	―	―	―	外貨による契約：57,596ユーロ
新スポーツくじ販売払戻システムへの移行・切替にかかる新スポーツくじ端末の対応	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター　理事長　芦立　訓 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1	R6.6.24	富士通株式会社パブリック事業本部官庁第二事業部 神奈川県川崎市幸区大宮町1-5	1020001071491	【会計規則第18条第4項:競争に付することが不利と認められる場合】 次期スポーツくじ端末調達時に予め詳細要件を記載することは困難であり、次期スポーツくじ販売払戻システム調達時に本作業を含めた場合や、本作業を切り出して一般競争等に付して次期スポーツくじ端末担当業者以外が本作業を行うことになった場合も、作業による影響特定が非効率、不正確となることに加えて、稼動後の障害発生時においても問題箇所の特定が著しく困難となり、責任（契約不適合責任）が不明確となる蓋然性が高く、センターにとって著しく不利な契約となる虞があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	43,483,000	―	0	―	―	―	

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規程及び理由	予定価格（単位：円）	契約金額（単位：円）	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
スポーツくじ販売払戻システム更改に係るスポーツくじオフィシャルサイト（情報サイト・ＧＲＯＷＩＮＧサイト）接続テスト及び移行作業の実施	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター　理事長　芦立　訓 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1	R6.6.18	トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区東1-2-20	3011001041302	【会計規則第18条第4項:契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 2025年3月に、スポーツくじ販売・払戻システム（以下、センターシステム）のシステム更改を実施するにあたり、2024年9月までの間に、スポーツくじオフィシャルサイト（以下、情報サイト）の既存サイトとの接続試験を実施することとなった。同接続試験は、センターシステムのシステム更改を実施するにあたり、センターシステムと情報サイトとの連携機能において、システム更改に起因する不具合や障害が生じないかを確認する作業となる。現行の情報サイトの運用保守・管理業務を実施する者以外が、当該作業を行うことは、非効率かつ不正確であるだけではなく、稼動後の障害発生時においても問題箇所の特定が著しく困難となるおそれがあり、契約不適合責任が不明確となる可能性がある。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	2,842,576	－	0	－	－	－	
スポーツくじ販売払戻システム更改に係るマーケティングツールの接続テスト及び移行作業の実施	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター　理事長　芦立　訓 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1	R6.6.18	トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区東1-2-20	3011001041302	【会計規則第18条第4項:契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 2025年3月に、スポーツくじ販売・払戻システム（以下、センターシステム）のシステム更改を実施するにあたり、2024年9月までの間に、現行のマーケティングツールとの接続試験を実施することとなった。同接続試験は、センターシステムのシステム更改（基盤およびアプリケーション領域）を実施するにあたり、センターシステムとマーケティングツールとの連携機能において、システム更改に起因する障害や不具合が生じないかを確認する作業となる。現行のマーケティングツールの運用保守・管理業務を実施する者以外が、当該作業を行うことは、非効率かつ不正確であるだけではなく、稼動後の障害発生時においても問題箇所の特定が著しく困難となるおそれがあり、契約不適合責任が不明確となる可能性がある。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	6,099,610	－	0	－	－	－	
パリ2024大会JSCサポート拠点設置に係る賠償保険	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター　理事長　芦立　訓 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1	R6.6.24	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区大手町2－6－4	2010001008824	【会計規則第18条第4項:契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 保険の手配にあたっては、令和6年4月11日付『令和6年度における「パリ2024大会におけるサポート拠点」運営支援業務の委託』に基づき、George P. Johnson（以下、「GPJ」という。）がフランス現地の保険代理店に対して、HPSCが加入している保険と同程度のリスクに対応できる内容での調査依頼を行ったところ、保険対象者であるJSCが外国法人であることを主な理由としてフランス現地の保険会社では引受不可という回答であった。そのため、当該保険代理店の日本法人専門チームが日系の保険会社に対して調査したところ、日本の東京海上日動火災保険株式会社のみが、海外における保険に関する特別な保険料計算論拠を構築することで手配可能であるという回答を得ることができた。 したがって、GPJの調査結果に基づき、保険について東京海上日動火災保険株式会社と随意契約を締結するものである	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	3,604,000	－	0	－	－	－	

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。